

令和4年度 第2回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時： 令和4年7月28日（木） 16時00分から

場 所： 鴨川市水道課1階会議室

出席者： 松井 寛徳、秋山 貢輔、中村 康仁、和泉 良史

欠席者： 梶 恵子、高梨 俊和、田仲 重郎、業務係長：鈴木 身和子、

事務局： 市長：長谷川 孝夫

水道課長：角田 敬夫、課長補佐：小泉 満、

工務係長：鈴木 武志、浄水係長：吉村 洋介、副主査 乾 陽介

傍聴者： 1名

1 開会

（進行：事務局 小泉課長補佐）

皆さん、こんにちは。御案内の時間となりましたので、ただ今から、令和4年度第2回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、またお暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、水道課の小泉です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。「会議次第」、「委員名簿」、「議案1 令和4年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）」、「議案1 説明資料 令和4年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）」、「議案2 令和3年度鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書」、「議案2 説明資料 令和3年度鴨川市水道事業会計決算概要」、「議案3 令和3年度鴨川市水道事業会計資金不足比率及び決算資料について」、「鴨川市附属機関設置条例」、あと、本日お配りしました資料につきまして、「令和4年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）資料」でございします。以上でございします。資料の配布もれ等ございませんでしょうか。

次に、本日の会議の取扱いについてご説明をさせていただきます。本日の会議は鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領等により、会議を公開することといたします。また会議録を作成し公開するため録音させていただきます。本日、梶恵子委員さん、高梨俊和委員さん、田仲重郎委員さんより欠席の届けがございました。本日の出席委員は4名でございます。鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規程により、過半数を超えておりますので本委員会は成立いたしますことを報告させていただきます。

2 委嘱状の交付

(進行事務局：小泉補佐)

はじめに、新たに委員に選任されました議会委員の方々に委嘱状の交付をさせていただきます。ここで市長から委嘱状の交付をさせていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、自席にてお受け取りいただきたいと存じます。

(選任された委員に委嘱状の交付)

(進行事務局：小泉補佐)

新たな委員構成になりましたことから、委員さんのご紹介並びに職員を紹介させていただきます。

(事務局：角田課長)

最初に委員さんのご紹介をいたします。松井寛徳様、秋山貢輔様、中村康仁様、和泉良史様、よろしくお願いいたします。本日、梶恵子様、高梨俊和様、田仲重郎様は欠席でございます。以上でございます。

(進行事務局：小泉補佐)

それでは、水道課職員の紹介をいたします。角田課長から順次紹介をお願いします。

(事 務 局 職 員 に よ る 自 己 紹 介)

(事務局：角田課長)

それと、あと1名業務係長で鈴木身和子係長がおりますけれども、本日休暇をいただいておりますので欠席となっております。よろしくお願いいたします。

3 市長あいさつ

(進行事務局：小泉補佐)

ありがとうございました。それでは、開会にあたりまして、長谷川市長から挨拶を申し上げます。

(長谷川市長)

改めまして、こんにちは。市長の長谷川でございます。

ご案内のとおりでございますが、今新型コロナウイルス感染増拡大と申し上げてよろしいかと思えます。一時はワクチン接種あるいは感染予防等々によりまして、対策によりまして、下火になったところでございますが、ここにきてまた拡大の傾向にあるということで大変危惧をしているところでございます。

私もいろいろな会議のなかで、まだまだ予断を許すことができない、このように申し上げてきたところでございますが、まさにそのとおりになったということで、非常に危惧をいただいているところでございまして、まあ、いわゆる全国的には第7波という風に言われているところでございますが、鴨川市も昨日あたりの発表では60人を超えたという数字をいただきました。全国的には21万人を超えたという今までの最高の数をいただいた、まあいただいたというか感染者があったということでございます。極めて心配であるわけでございますが、

まあ、しかしながら重症化する傾向は少なくなっているということではあります、本市の場合でございますが、何よりも私はワクチン接種が大切であるというふうに申し上げてきたところでございます。もちろん希望者ということが前提であるわけでございますが、これまで3回目までのワクチン接種につきましては、7割5分を超えまして、7割、77%を超える数字になっておるところでございます、ほぼだいたいの希望者が打っているのかなとこのように思っているところでございますが、しかしながら世間でいわれておりますように若者の接種者が少し遅れているという傾向がこの間ございました。

今、第4回目のワクチン接種ということで、まあ高齢者、60歳以上ということで今進んでいるところでございますが、むしろ私は、もちろん60歳以上の方々もしっかりでございますが、医療に従事する人達にもっともっとしっかりと早くスピード感をもって打つ必要があるだろう、特にお医者さん等々については当たり前のことでございますが、あの、施設等で働く人達がもし倒れてしまったならば、その施設そのものが運営できなくなってしまう、まさにそういうような自体にならないようにするためには、早くそういう人達がならないようにするための環境を整えることが必要だということで、今その人達も含めまして、それから学校の、あるいは幼稚園や保育園の先生方も含めまして、今鴨川市として取り組んでいるところでございまして、何よりもワクチン接種が大事であらうかなとこのように思っているところでございます。

いろいろ誤解を招くといけませんのであえて申し上げますが、あくまでも希望者ということは忘れない中で、忘れることなくそうしたなかでしっかりと打ってもらう体制を整えていきたい、このように思っているところでございます。

いずれにしても、感染症防止対策を含めまして、命と健康、そして暮らしをどう守っていくか、まあ、臨時等交付金等を活用しながら暮らしの支援をしていきたいと、このように考えているところでございますので、冒頭、少し市の情勢についてお話をさせていただきました。

それでは、本運営協議会にあたりまして、運営委員会にあたりまして、ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきました。皆様方には大変お忙しい中、そして、しかも暑い中、ご出席をいただきましたことほんとうにありがとうございます。御礼を申し上げます。

また日頃から水道事業の運営にご支援ご協力をいただいておりますこと、改めて御礼を申し上げるしだいでございます。

ご案内のようにただ今、市議会議員の改選の関係から新たに委員となられたお二方に委嘱状を交付させていただきました。委員就任をご快諾いただきましたこと重ねて感謝を申し上げます。

本市の水道事業についてでございますが、高度成長期に建設されました施設が大変多ございまして、その施設が老朽化に向かっている、老朽化している施設が多くなってきている、今の時期になって多くなってきているということの中で、その更新であるとか、耐震化に向けた施設整備の必要がある、そうした状況である一方、人口減少に伴いまして、料金の収入が減少するなど、経営上の課題を抱えている状況にもあるわけでございます。

こうした中、安房地域におきましては、これもご案内のとおりでございますが、水道事業の広域化に向けまして、令和4年、今年3月にですね、統合協議会を設立させていただきました。

そして4月に安房郡市の広域市町村圏事務組合に水道事業統合推進室を設置いたしまして、これによりまして令和7年度の末端給水事業の統合を目指して取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

当然のことながら、統合までの間、本市の水道事業の運営にあたりましては、引き続き健全経営と財務基盤強化に向けました取り組みを進めるとともに、老朽化した水道施設の更新につきましては、有利な財源を、まさにここが大

事なところでございますが、活用しながら、着実な整備に努めてまいりたいとこのように考えておりますので、引き続き皆様方のお力添え賜りますようお願いを申し上げます。

本日の議題にございますけれども、まずは会長をこの後選任していただき、そしてその後、「令和４年度鴨川市水道事業会計補正予算（第１号）」、そして、「令和３年度水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、そして「令和３年度水道事業会計資金不足比率について」の３件をご審議いただく予定になっております。

これらにつきましては、来る９月の定例市議会においてご審議を頂く予定としておりますが、これに先立ちまして、水道事業運営委員会の皆様方のご承認を賜りたいと存じているところでございます。

詳細につきましては、この後課長の方から説明させますので、委員の皆様方には慎重なるご審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。この後どうぞ、よろしくお願いいたします。

（進行：事務局 小泉課長補佐）

ありがとうございました、それでは、会議に入りたいと思います。

現在、会長が不在となっておりますことから、会長の選出をお願いしたいと存じます。会長の選出にあたりまして、「鴨川市附属機関設置条例」第４条第３項の規程によりまして、会長がかけた時は、副会長が議長となることとなっております。これより進行を中村副会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（中村副会長）

皆さん、今日は改めまして、こんにちは。今日は大変暑い中、お集まりいただきましてご苦勞様でございます。御礼を申し上げます。

ただ今、事務局より説明がありましたように、会長が不在ということになっておりますので、会長が選出されるまで職務を代理させていただきます。皆様の協力をお願いしたいと思います。

それでは、議事進行は、座って行わせていただきます。本日の会議録の確認をしていただく委員さんにつきましては、秋山貢輔委員さんと和泉良史委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

4 会長選出

(中村副会長)

次第によりまして会長の選出をお願いいたします。

会長は「鴨川市附属機関設置条例」第4条第1項により、委員の互選により定めることとなっております。会長の選出についてはおはかりいたします。暫時休憩としたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

***** 暫時休憩中 *****

***** 会議再開 *****

(中村副会長)

それでは会議を再開いたします。今、秋山委員さんの方から松井委員さんということでご推薦がありましたがいかがでございますか。

== 異議なしの声 ==

(中村副会長)

ご異議ないと認め、松井委員さんが会長に決定いたしました。松井委員さんよろしくお願いいたします。

新しい会長さんが決まりましたので議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(小泉課長補佐)

ありがとうございました。では、中村副会長、席にお戻りいただきたいと思います。

松井会長、議長席へお移りいただきたいと思います。

(松井会長)

改めまして、こんにちは。ただ今、委員の皆様のご推挙をいただきまして、会長の重責を担うことになりました。改めて、松井寛徳です。よろしくお願いをいたします。

前任の川股会長同様にですね、皆様のご協力を得まして職務の遂行に努めてまいりたいと思いますので、どうか引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、以降ですね、進行は着座にて進めさせていただきます。

5 議事

それでは早速議事のほうに入らせていただきます。

はじめに、「議案 1 令和 4 年度鴨川市水道事業会計補正予算第 1 号」について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：角田課長)

それでは、「議案 1 令和 4 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 1 号）」につきまして、ご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず資料でございますが、縦に見まして、右上に議案 1 と書いてございます資料、また、議案 1 説明資料を併せてお手元にご用意いただきたいと思います。

今回の補正でございますが、3点ございます。

まず1点目は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を増額させていただくもの。

2点目は、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を増額させていただくもの。

3点目は、来年度の当初より円滑に事務を進めるために、債務負担行為の設定をさせていただくもの、この3点でございます。

それでは内容につきましてご説明いたしますので、議案1説明資料をご覧ください。

来る、令和4年第3回市議会定例会に提出いたします議案といたしまして、1の提案理由でございますが、令和4年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議決を求めるものでございまして、予め運営委員の皆様にご承認をいただきたいものでございます。

次に、2の内容でございますが、まず1点目の(1)収益的収入及び支出の、支出につきまして、第1項営業費用に追加を行なう必要が生じたことから、既決予定額に955万5,000円を追加し、合計を14億7万4,000円といたし、第1款事業費を14億8,757万7,000円に改めたいものでございます。

この内訳でございますが、本日お配りをいたしました資料にてご説明申し上げます。

1ページ目、収益的収支からご覧ください。

第1款 第1項 第1目では、事業名といたしまして、保台ダム更新事業負担金でございまして、予定額は609万円の増額でございます。内容でございますが、現在千葉県にて実施されております、保台ダム令和4年度県営排水改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）に係る鴨川市の負担分を補正しようとするものでございます。これは本年度に入りまして、千葉県から提示さ

れた負担金額でございます。当初予算に計上できなかったことから、今回補正をお願いするものでございます。この事業の目的でございますが、保台ダムは、平成8年度に県営かんがい排水事業東条地区において建設されました、農業用水と上水道用水兼用の多目的ダムでございます。今回の事業対象であります水管理システムは、設置から25年余りが経過しておりまして、機器の耐用年数超過、また社会的老朽化として、既に生産中止となった部品も多く、毎年の点検・修繕費も嵩んでいる状況でございます。このようなことから、安定供給に支障をきたす恐れがありますことから、千葉県が過年度に策定をいたしました機能保全計画に基づき本事業により機能保全対策を実施するものでございます。なお、この負担金につきましては、更新事業に係る実施設計業務を行うものでございます。

次に、第1款 第1項 第5目では、固定資産台帳整備事業を行おうとするもので、予定額は346万5,000円でございます。なお、この事業につきましては、令和4年度現年度分と、翌年度の債務負担分がございまして、令和5年度債務負担分は693万円でございます。

この内容でございますが、現在「管路管理システム及び設備台帳管理システム」、所謂マッピングシステムでございますが、この構築及び固定資産情報の登録を行うための業務を実施しておりますが、既存の固定資産台帳システムの登録内容、これは既存の固定資産情報と、実際の保有資産との不突合があるため、未除却資産が発生する見込みでございまして、改正水道法に対応するため、及び統合までの間に是正する必要があるところでございます。今回抜本的に見直しを行い、整合を計ろうとするものでございます。

次に、2点目の(2)資本的収入及び支出につきまして、第1項 建設改良事業費に追加を行なう必要が生じたことから、既決予定額に5,995万円を追加し、合計を9億5,556万6,000円といたし、第1款資本的支出を14億8,977万4,000円に改めたいものでございます。

この内訳でございますが、先ほどの資料 2 ページ目、資本的支出をご覧ください。第 1 款 第 1 項 第 3 目では、管路固定資産情報整備事業を行おうとするもので、予定額は 5,995 万円でございます。

内容といたしましては、既に令和 3 年度から実施をいたしております「管路管理システム及び設備台帳管理システム」の構築業務に、今回固定資産情報の紐付け登録を行おうとするものでございます。

現在構築しております管路管理システムでは、工事年度・工事名・管種・口径など、あくまで管路管理に必要な情報登録のみ行うこととなっておりまして、先ほど申し上げました固定資産台帳システムとの整合を図るため、未除却資産の整理も含め、本業務にて作成する工事台帳を基準とした紐付け、登録を行う業務でございます。

恐れ入ります、右上に議案 1 と書かれました、補正予算書 1 ページをご覧ください。第 3 条でございます。予算第 4 条本文括弧書きを、資本的収入が資本的支出に対し不足する額 7 億 9,977 万 3,000 円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填させていただきたいとするものでございます。

続きまして 3 点目、第 4 条をご覧ください。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について定めたいものでございまして、業務の性質上、いずれも年度当初から発生する業務に支障を来さないよう、債務負担の設定をさせていただくものでございます。なお、債務負担につきましては例年、第 4 回市議会定例会、12 月の定例会でございますけれども、そこに提案をさせていただいておりますが、今回計上させていただいたものにつきましては、早期に発注する必要が生じたもののみ計上をさせていただいており、次回の委員会で改めて債務負担を設定させていただく項目がありますことをご承知おき頂きたいと存じます。

内容につきまして説明をさせていただきます。

先ず、固定資産台帳整備業務でございますが、期間は令和 4 年度から令和 5

年度で、限度額は 693 万円でございます。内容につきましては先ほどご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、水道料収納等業務でございますが、期間は令和 4 年度から令和 7 年度でございます。この内容につきましては、現在委託事務にて行っております検針業務と、本年度から実施をしております水道料金徴収業務を併せた委託事務といたしまして行おうとするもので、加えまして、経常経費の削減を目的として、来年度から検針及び料金収納を 2 か月に 1 度とするための条例変更等の作業を行っております。その形態で委託することを想定して積算をしたものでございまして、現状の委託料より安価になるものと見込んでいるところでございます。

債務負担の期間の設定でございますが、現在、安房地域末端給水事業統合協議を行っておりますが、他事業体では令和 7 年度末までの委託期間となっておりますことから、本市も令和 7 年度末までの契約と致し、その後は広域的な委託へ移行したいとするものでございます。

次に、企業会計システム賃貸借でございますが、期間は令和 4 年度から令和 7 年度までの 3 か年とし、限度額は 691 万 9,000 円でございます。この賃貸借でございますが、現行賃貸借をしている機器が令和 5 年 2 月末で満了となりますことから、令和 5 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 37 か月の長期継続契約と致したいもので、先ほどと同じく、安房地域末端給水事業の統合協議におきまして、他事業体で最も満期の遅い事業体に合わせるため、通常 5 か年の契約といたしますところ、3 か年と致したいものでございます。

続きまして 4 ページをご覧ください。予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これまでの 3 の財務活動によるキャッシュ・フローは変更ございませんが、1 の業務活動によるキャッシュ・フローは、営業費用の追加に伴う当年度純利益の減少により 866 万 6,000 円の減少、2 の投資活動によるキャッシュ・フローは、建設改良事業費の追加に伴う有形固定資産の取得による支出 5,450

万円の減少でございまして、合わせました資金の減少額は 6,316 万 6,000 円でございます。また、下から 2 行目をご覧ください。資金期首残高でございますが、決算額の額の確定により予算額との差 3,812 万円の増加でございまして、補正予定額の資金期末残高は合わせて 2,504 万 6,000 円の減少でございます。既決予定額と補正予定額を合わせました、補正後の資金期末残高は 10 億 392 万円となる予定でございます。

以上で、令和 4 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。

宜しくご審議いただきますようお願い申し上げます。

（松井委員）

はい、ありがとうございました。ただ今事務局のほうからの説明が終わりましたので、早速質疑に入りたいと思います。何か質疑ございますでしょうか。いかがでしょうか。はい、秋山委員。

（秋山委員）

水道事業会計補正予算について今説明いただきました、資料の方は 1 ページの一番上、1 款 1 項 1 目の保台ダム更新事業負担金 609 万円について、千葉県が過年度に策定した機能保全に基づき事業をやると、そして鴨川市の負担分 29%を千葉県負担分 71%というような表もでておりますけれども、保台ダムというのは鴨川市水道課が管理していると思うのですが、鴨川市が事業主体ではなく千葉県が実施する理由は何なのかこの辺の割合も含めて教えてもらえればと思います。

（事務局：角田課長）

それではお答えをいたします。保台ダムにおきましては、当初の建設から千

千葉県が事業主体となり実施されたものでございまして、その施設の持ち分を千葉県が 71%、鴨川市が 29%となっております。当初の建設費におきましても、鴨川市が負担金として工事費等の支出をしております。運用開始後、これまでの更新事業につきましては、委員ご指摘のとおり鴨川市にて工事の発注をしておりましたが、これまでのものは規模が小さく、また農業用水側での補助対象外の事業であったため、主体である千葉県が関与せず共同使用者としての東条土地改良区と直接やり取りを行っていたものでございます。

今回、農業用水側の補助事業として千葉県が採択を受けて行うこととなりましたことから、事業主体を千葉県にて行うこととなったものでございます。

なお、水道事業側の補助は対象となりませんことから、水道事業側につきましては単独事業として行うものでございます。以上でございます。

(松井会長)

他になにかございますか。よろしいでしょうか。ないようですのでただ今の件につきまして承認ということで異議ございませんでしょうか。

== 異議なしの声 ==

(松井会長)

はい、ご異議なしと認め、「議案 1 令和 4 年度鴨川市水道事業会計補正予算(第 1 号)」については、原案のとおり答申することに決定をいたしました。

続きまして「議案 2 令和 3 年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：角田課長)

それでは、「令和 3 年度鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書」について

ご説明を申し上げます。恐れ入ります、着座にて失礼をいたします。

本件は、令和３年度の水道事業会計に係る利益の処分について、地方公営企業法第３２条第２項の規定によりまして、議会の議決を求めるとともに、水道事業会計決算について、同法第３０条第４項の規定によりまして、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めるものでございまして、予め運営委員の皆様にご承認をいただきたいものでございます。

なお、監査委員による決算審査につきましては、令和４年７月４日に実施されたことを申し添えさせていただきます。

それでは、決算の概要についてご説明をさせていただきます。お手元に配布の「議案２ 令和３年度鴨川市水道事業会計決算報告書及び事業報告書」と「議案２ 説明資料 令和３年度鴨川市水道事業会計決算概要」をご用意願います。

先ずは、「議案２ 説明資料 令和３年度鴨川市水道事業会計決算概要」でご説明をさせていただきます。

初めに、１の経営方針でございますが、令和３年度の経営においては、収益的収支では、適正な維持管理による支出の抑制を図り、資本的収支では、更新計画の適切な執行により投資の平準化を図るなど、これまで以上に効率的な経営を推進するとともに、安心・安全で良質な水道水を安定的に供給することに努めてまいりました。

次に、大きな２業務量でございますけども、（１）年間有収水量は 408 万 6,113 立方メートルで、前年度と比べて 0.06％の減となりました。

（２）１日最大給水量は、７月 23 日に記録した 1 万 8,422 立方メートルでございまして、昨年度と比べて 1.0％の増でございます。令和３年度の最大給水量におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているところでございますが、例年８月のお盆前後に最大水量となっておりますところ、３年度は８月のお盆前後の天候不順により使用量のピークが７月となったものと考えております。

(3) 1日平均給水量は、1万5,646立方メートルで、昨年度と比べて0.05%の増となりました。

(4) 有収率は、71.5%で、昨年度と比べて0.1ポイントの減でございます。この数値は県内水道事業体の中でも最も悪い部類になりますことから、これは上げていかなければならない数値でございますが、発見困難な漏水が多いこと、加えて、令和2年度に引き続き、技術職員の補充が叶いませんでしたので、調査に時間が取れないといった要因によるものでございます。令和4年度におきましては技術職員1名の増員補充がございましたことから、職員による漏水調査を強化しておりまして、徐々に有収率が上昇している状況でございます。

次の大きな3、収益的収支決算でございます。表示は税抜きでございます。

恐れ入ります、議案2決算報告書及び事業報告書の19ページをご覧くださいと思います。併せてご覧頂きたいと存じます。上段の表でございます。

(1) 事業収益は14億2,982万3,285円で、前年度と比べて300万7,174円、0.2%の減でございます。この理由でございますけれども、先ほどの資料にお戻りいただきまして4ページ、最後のページの上段の表③の収入をご覧ください。

営業収益のうち、給水収益につきましては、給水収益の元となる有収水量については、昨年度との比較では若干減少しているところでございますが、超過料金単価の高い大口需要者の使用量が回復傾向にあることから、昨年度より718万円ほど増額となったところでございます。

次に営業外収益につきましては、高料金対策としていただいている他会計補助金及び、県補助金について、令和3年度から減額となっておりますことから合計6,000万円程度減額となっているところでございます。また、ここには記載してございませんが、新規のご加入時にお支払いをいただく加入者負担金におきまして、令和3年度に大口の加入がございましたことから、7,500万円程度の増加となり、合計額では若干の増加となったところでございます。なお、この加入者負担金につきましては令和3年度限りの増額でございますので、令和4

年度、本年度はその収入が見込めないものでございます。

営業収益及び営業外収益トータルの収入といたしましては、昨年度と比較して0.2%の減でございます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、3の収益的収支決算の(2)事業費は12億8,340万9,026円で、前年度と比べて2,298万7,383円、1.8%の増でございます。

こちら、議案2決算報告書及び事業報告書の先程の19ページ、下段の表を併せてご覧いただきたいと思います。

(3)事業費に関する項目でございます。薬品費、受水費、受託工事費、支払利息などの費用は減少したものの、職員給与費、動力費、修繕費、減価償却費、委託費等その他の費用などが増加したことによるものでございます。

恐れ入ります、議案2説明資料の、3収益的収支決算にお戻りいただきまして、その結果、(3)令和3年度の純利益は、前年度と比べて2,599万4,557円少ない、1億4,641万4,259円となったところでございます。

続きまして、大きな4、資本的収支決算でございます。こちらは税込みの表示となっております。

(1)資本的収入は1億5,380万円で、前年度と比べて2,584万9,828円、20.2%の増でございます。

内容でございますが、資料の4ページ、最後のページの下段の表④の収入をご覧ください。建設改良事業に伴う企業債の借入額でございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りいただきまして、(2)資本的支出は7億1,487万6,661円で、前年度と比べて5,979万5,572円、9.1%の増でございます。

企業債につきましては元金償還のピークを迎えておりますことから増加をしております。また、老朽化した施設や管路工事につきましては、調査、設計に時間を要し、令和2年度からの建設改良事業費の繰越により、増額となったもの

でございます。

(3) 収入額が支出額に不足する額 5 億 6,107 万 6,661 円は、過年度分損益勘定留保資金 3 億 5,621 万 1,449 円等で補填をさせていただきました。

続きまして、大きな 5、企業債等未償還残高でございますが、令和 3 年度末の残高は、前年度末に比べて 2 億 6,615 万 2,798 円減少し、21 億 7,572 万 8,929 円でございます。

恐れ入ります。議案 2「令和 3 年度鴨川市水道事業会計決算報告書及び事業報告書」の 1 ページと 2 ページをご覧ください。先ほど資料でご説明をいたしました、収益的収入及び支出と、資本的収入及び支出の予算対比の執行状況を示した報告書でございます、こちらは何れも税込みの表示となっております。内容につきましては先ほどの説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

3 ページをご覧ください。損益計算書でございます。こちらは消費税抜きの金額でございます。

損益計算書は、発生主義に基づいた企業活動の結果としての収益と、それに対する費用を対比させた表でございます。

1 の営業収益から 5 の特別損失までございまして、順を追ってご説明いたします。

まず、1 の営業収益でございますが、収益勘定の一つで、主たる営業活動として行う財貨・サービスの提供の対価としての収入で、収益の中心的なものでございます。水道事業におきましては、給水収益、受託工事収益及びその他の営業収益に区分して記載しておりまして、合せました金額が 11 億 1,836 万 2,938 円でございます。

対します 2 の営業費用でございますが、費用勘定の一つで、主たる事業活動に伴って生じる費用でございます。水道事業におきましては、原水費、浄水費、配水及び給水費、受託工事費、総係費、減価償却費、資産減耗費及びその他営業費

用に区分して記載をしております、合めました金額が 12 億 2,878 万 4,497 円でございます、差引の営業損失は 1 億 1,042 万 1,559 円でございます。主なものとしたしまして、事業収入におきましては、昨年度との比較では、給水収益は若干増加したものの、受託工事収益の大幅な減少により減となるものでございまして、事業費におきましては、修繕費や委託料の増加に加え、近年の設備投資の増に伴います減価償却費の増によるものでございます。

続きまして、3 の営業外収益でございますが、収益勘定の一つで、主たる営業活動以外の財務活動から生じる収入で、給水申込負担金、預貯金・貸付金から生じる受取利息、有価証券の配当、損失補てん的な意味を持つ補助金、雑収益などを記載しております、合めました金額は 3 億 1,146 万 347 円でございます。

これに対します、4 の営業外費用でございますが、費用勘定の一つで、主として、金融財務活動に要する費用及び事業の経常的活動以外の活動によって生じる費用でございます、支払利息、企業債取扱諸費、繰延勘定償却及び雑支出でございます。

合めました金額は 5,462 万 4,529 円でございます。

営業外収支の合計は 2 億 5,683 万 5,818 円の営業外利益となったところでございます。

これによります、営業収支と営業外収支の合計は 1 億 4,641 万 4,259 円の経常利益となるものでございます。

5 の特別損失でございますが、当年度の営業活動には直接関係のない臨時的要因に基づく損失を計上する項目でございまして、令和 3 年度はございません。

1 の営業収益から 5 の特別損失までを合めました、当年度の純利益は 1 億 4,641 万 4,259 円となったところでございます。

一番下の行、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金 8,921 万 1,117 円及びその他未処分利益剰余金変動額、こちらは、減債積立金からの取崩し額になりまして 1 億 7,810 万 5,724 円となっておりますので、

合計が 4 億 1,373 万 1,100 円、以上が当年度の未処分利益剰余金となっております。

なお、その他未処分利益剰余金変動額 1 億 7,810 万 5,724 円の内訳は、4 ページの表をご覧くださいと思います。「剰余金計算書」でございます。これは、未処分利益剰余金をそれぞれ特定の積立金等に処分したことを示す表でございます。下から 4 行目、右から 3 列目、減債積立金からの組入 1 億 7,810 万 5,724 円でございます。

こちらは、減債積立金を取崩し、企業債元金の償還に充てることにより、貸借対照表上、取得した有形固定資産が増加いたしますことから、現金の移動はございませんが、同額を資本金へ組み入れようとするものでございます。

続いて、5 ページをご覧ください。

剰余金処分計算書（案）でございます。表の右上、当年度未処分利益剰余金 4 億 1,373 万 1,100 円のうち、先ほど減債積立金を取崩し、企業債元金の償還に充てると説明いたしました、その他未処分利益剰余金変動額 1 億 7,810 万 5,724 円は、議会の議決を経て資本金へ組み入れる形で処分し、当年度純利益 1 億 4,641 万 4,259 円を減債積立金に処分し、翌年度、繰越利益剰余金を 8,921 万 1,117 円と致したいものでございます。

6 ページ以降は、当該年度の資金の流れを示す、キャッシュ・フロー計算書、企業の決算日現在における財政状態を示す貸借対照表、当該年度における事業の経営実績の概要について示した、附属明細書でございますので、後ほどご覧いただきたいと存じますが、今回の決算書から改正する事項がございまして、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令が、令和 4 年 3 月 29 日に交付され、その改正によりまして、主に事業報告書様式の改正があったものでございます。具体的には、13 ページと 14 ページをご覧くださいと思います。

「経営指標に関する事項」が増えております。この改正の目的でございますけれども、経営の実態を端的に表す経営指標に関する報告を記載することで、料

金水準等のあり方を含め、経営の状況や見通しについて住民や議会の理解を深めていけるよう、「経営指標に関する事項」を追加したものでございます。

記載の内容につきまして簡単にご説明をいたしますと、中段にございますく経営指標の推移の表をご覧くださいと思います。

まず、「経営の健全性」と「料金水準の妥当性」を示すための指標といたしまして、損益情報に着目した経営指標である「経常収支比率」、「料金回収率」が設定されておりまして、表の「経常収支比率」でございますが、給水収益や補助金等の収入で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標でございます。次の「料金回収率」でございますが、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標でございます。

ご覧のように経常収支比率は 100%を超えておりますが、料金回収率が 100%を下回っておりますので、料金以外の収入に依存しているといったことが分かり、料金水準の見直しを検討する必要があるものでございます。

次の「有形固定資産減価償却率」でございますが、資産情報に着目した経営指標でございます。先ほどの「経常収支比率」が高い場合でも、「有形固定資産減価償却率」が高い場合等には、必要な更新投資を先送りにしている可能性があります。老朽化対策等、投資のあり方を検討する必要があるものでございます。例といたしまして、更新投資を行った場合には「経常収支比率」は悪化し、「有形固定資産減価償却率」は改善いたしますが、更新投資を先送りにした場合は「経常収支比率」は変動いたしません、「有形固定資産減価償却率」は悪化するといったことになります。給水人口 3 万人以上 5 万人未満のダムを主とする事業体の全国平均値は令和 2 年度値で 49.28%でございますので、鴨川市は全国平均より悪い、いわゆる更新投資を先送りにしているといったことが分かる数値でございます。

次の、管路経年化率でございますが、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す指標でございます。高いほど経年化した管路が多いことを示しており

ます。

次の、管路更新率でございますが、当該年度に更新をした管路延長の割合を示す指標でございます。高ければ更新が進んでいる。低ければ更新が進んでいないというものでございます。この算出された率で更新すると仮定した場合、経年化した管路を更新するためには、136年掛かるというものでございます。

この様に必要な更新投資を先送りにしている可能性が示されておりますので、現状の更新投資を増やしていく必要が生じているといったものでございますが、先ほど申し上げたように投資を増やした場合、経常収支比率は悪化いたしますので、水道料金改定などの方法により、投資資金の調達を検討する必要が生じているものでございます。

この数値に関しましては、必要となる資金を調達する手段を考えていかなければならない状況でございますので、直ぐには改善できないものと思われま。現在行われている統合協議の中で統合した場合どのような推移となるかを明らかにしながら、更新投資のあり方や、料金水準のあり方等を、運営委員会の皆様にお伝えしながら進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

議案2 決算報告書及び事業報告書についての説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

(松井会長)

ただ今、事務局からの説明が終わりましたので、早速質疑に入りたいと思います。何か質疑ございますでしょうか。いかがでしょうか。

(秋山委員)

自分のほうから何点かお伺いしようと思っておりますけれども、説明ありがとうございました。令和3年度の決算について、加入者負担金が上がったというのは、

大きな施設が出来上がったというような事実もあったと思いますし、今年度に関しては期待できないといった話もありました。

自分も委員になったばかり、議会では見てますが。令和２年度と３年度、コロナ禍での資料ということになると思うんですけども、コロナ前の状況と比較した感じで少し説明していただければと思います。

（事務局：角田課長）

水道料金の収入におきましてコロナ禍の影響ということでお答えをさせていただきたいと思います。資料がございますので、資料を配らせていただきたいと思いますのですがよろしいでしょうか。

（松井会長）

ただ今資料の要請がありましたのでこれを許可いたします。お願いします。

（事務局：角田課長）

ただ今お配りをさせていただきました資料でご説明をさせていただきます。口径別の影響ということで書かせていただいております。この資料は主に家事用、これはご家庭等で使用されている口径 13mm と口径 20mm と口径 25mm から口径 75mm の主に事業用でご使用されている部分を比較した資料になってございます。

令和３年度では、令和元年度との比較といたしますと、家庭用で使用されている使用水量が 0.17% の減少。使用料金としては 0.31% の減少ということで、ほぼ差はございませんので人口が自然減少したことによる減少と考えております。一方業務用に用いられます口径 25mm 以上では使用水量が 6.35%、使用料金は 5.86% 減少しておりますことから、コロナ禍の影響を受けているものと考えられます。

なお、令和２年度との比較では、25mm以上の使用量に大きな回復傾向が見られますことから、昨年度よりは旅行者が増えているものと考察されるところでございます。料金収入では、観光客等の入り込みに影響を受ける 25mm以上の使用水量差、2,300 万円あまりが新型コロナウイルス感染症の影響を受けた減収と考えられます。

資料から少し離れますけれども、本年７月期、７月の調定額での使用水量ですけれども、コロナ禍以前の使用水量レベルに戻りました。戻っておりますけれども、現在の蔓延状況、コロナの蔓延状況を考えますと、旅行者は今後減っていくのではないかと予想しております。それに合わせて料金収入も減っていくものと見込まれているところでございます。依然、厳しい状況が続くものと考えております。以上でございます。

（秋山委員）

ありがとうございました。そうすると、旅行者のほうの影響を受けて少し戻ってきているということですが、続いての質問になりますけれども、有収率が 71.5%だというお話、それからこちらの議案２の報告書の最後、課長のほうから 13 ページの経営指標に関する事項の説明ということで、少し心配かなというようなお話もありまして。ただ、市民の皆さんからするとですね、統合、今の安房地域の水道事業が統合していくと、市長の冒頭のお話にもありましたけれども、それですぐ問題が解決するとは思いませんけれども、最後のいろいろ数値を示していきたいというようなお話もありましたが、改めてどのように水道課としてお考えなのかお聞かせください。

（事務局：角田課長）

今後の推移ということで少しお話をさせていただきたいと思いますが、委員ご指摘のとおり、今後統合によってすぐにその状況が回復するという状況には

ないと私も思っております。だた、統合することによりまして、不要な施設の統廃合や事務事業の統合による効率化が進んでいけば、その効果によりまして経常収支比率は改善していくものと考えられまして、また、統合広域化によりまして使用できる交付金等がございますので、今より有利な資金によりまして老朽化施設を更新していける見込みでございます。

現状四市町の統合による財政シミュレーションがされていませんことから、正確なことは申し上げられませんが、感覚としては統合によって有形固定資産減価償却率の改善が促進されていくというように考えています。以上でございます。

(秋山委員)

よろしくをお願いします。

(松井会長)

はい、ありがとうございました。よろしいですか。はい、他になにかございますでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。他に質問がないようですので、ただ今の件につきまして承認ということでご異議ございませんか。

== 異議なしの声 ==

(松井会長)

はい、ご異議なしと認め「議案２ 令和３年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定」については、原案のとおりとすることに決定をいたしました。

続きまして、議案３ 令和３年度鴨川市水道事業企業会計資金不足比率について事務局より説明をお願いします。

(事務局：角田課長)

それでは、議案 3「令和 3 年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」ご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、資金不足比率について監査委員の意見を付しまして、議会へ報告するものでございまして、予め運営委員の皆様にご報告をいたすものでございます。

なお、先程と同じく監査委員による審査につきましては、令和 4 年 7 月 4 日に実施されたことを申し添えます。

それでは、議案 3 の「令和 3 年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」の 1 ページと、恐れ入ります、議案 2 の決算書 8 ページを併せてご覧をいただきたいと思います。

② 資金不足比率の算出方法がございしますが、この算式に当てはめますと、A 流動負債等、これは 1 年以内に支払うべき短期の債務でございますけれども、1 億 2,622 万 7,000 円から、B 流動資産等、現金・比較的短期間に回収できる現金、でございますが、14 億 6,213 万 6,000 円を差し引きいたしますと、表の下段、資金不足額 $A - B$ ($-C$) がマイナスの数値、マイナス 13 億 3,590 万 9,000 円と算出されますことから、資金不足にはならないというものでございまして、資金不足比率は、該当なしとなるものでございます。

この内訳につきましてご説明いたします。

A 流動負債等のうち小文字の a 流動負債 5 億 5,972 万 2,000 円につきましては、下段の 2 つ目の※印、2 行目「流動負債とは、未払金など 1 年以内に償還しなければならない債務」で、恐れ入りますが決算書の 8 ページ、貸借対照表の負債の部をご覧ください。

4 の流動負債の流動負債合計ですけれども、5 億 5,972 万 2,125 円を百円単

位で四捨五入したものでございます。お戻りいただきまして、小文字の b 控除企業債等 4 億 2,420 万 7,000 円につきましては、下段の 3 つ目の※印、1 行目「控除企業債等とは、流動負債に計上されている企業債、他会計からの長期借入金のうち建設改良事業費等に充てるための額」で、併せまして決算書の 8 ページ、4 流動負債 (1) 企業債イ建設改良費等に充てるための企業債、企業債合計の 4 億 2,420 万 7,123 円を百円単位で四捨五入したものでございます。恐れ入ります、

お戻りいただきまして、小文字の c 控除引当金等 928 万 8,000 円につきましては、下段の 3 つ目の※印、3 行目「控除引当金等とは、流動負債に計上されている引当金の額」で、決算書の 8 ページ、4 流動負債 (4) 引当金イ、賞与引当金、引当金合計 928 万 8,144 円を百円単位で四捨五入したものでございます。

恐れ入ります、お戻りいただきまして、B 流動資産等のうち小文字の a 流動資産 14 億 6,043 万 6,000 円につきましては、下段の 2 つ目の※印、1 行目「流動資産とは、現金預金など原則として 1 年以内に現金化される債務」で、恐れ入ります、決算書の 7 ページ、資産の部、2 流動資産、下から 2 行目、流動資産合計の 14 億 6,043 万 6,001 円を百円単位で四捨五入したものでございます。

恐れ入ります、お戻りいただきまして、小文字の b 貸倒引当金 170 万円につきましては、下段の 3 つ目の※印、4 行目「貸倒引当金とは、未収金等の金銭債権の将来の貸倒れに備えて設定する引当金」で、決算書の 7 ページ下段の、2 流動資産 (2) 未収金、貸倒引当金、マイナス 170 万円でございます。

お戻りいただきまして C 解消可能資金不足額については、該当がございません。

D 事業の規模についてでございますけれども、下段の 2 つ目の※印、3 行目「事業の規模とは、料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額」で、数式といたしては、ご覧いただいている資料の 3 ページをご覧ください。

一番下の計算式イ、事業の規模のとおり営業収益 11 億 1,836 万 3,000 円で、恐れ入ります、決算書をご覧いただきたいと思います。決算書の 3 ページ、損益計算書でございます。「1 の営業収益の計」、11 億 1,836 万 2,938 円を百円単位で四捨五入したものでございます。

議案 3 資料の 3 ページ、先ほどの資料にお戻りいただきまして大きな 2、資金不足比率の算定についてをご覧いただきたいと思います。「ア資金の不足額」が生じた場合、所謂、資金の不足額がプラスの場合のみ必要となる数値でございまして、令和 3 年度はマイナス 13 億 3,590 万 9,000 円となっておりますので該当なしとなるものでございます。「議案 3 資金不足」につきましの説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(松井会長)

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明が終わりましたので、早速質疑に入りたいと思います。何か質疑ございますでしょうか。

よろしいですか。はい、それでは他に質疑はないようですのでただ今の件につきまして承認ということでご異議ございませんか。

== 異議なしの声 ==

(松井会長)

はい、ご異議なしと認め、議案 3「令和 3 年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」は、原案のとおりとすることに決定をいたしました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職をとかさせていただきます。議事進行につきましてご協力をいただきましてありがとうございました。

(事務局：小泉補佐)

会長、ありがとうございました。それでは、次第6 その他といたしまして何かございますでしょうか。

(松井会長)

私のほうから。今回、4月から収納の業務を委託していると思うんですけど、まだ4月から数ヶ月も経ってないんだけど、委託した状況について伺いたい。

(事務局：角田課長)

委託の状況につきましてお答えを申し上げます。資料はございませんので口頭で説明させていただきます。

今、窓口収納業務と、現場への料金収納業務というかたちで新たに令和4年度から委託をさせていただいておりますが、その関係でまだちょっと結果としてははっきり出ておりませんけれども、昨年度と比較をいたしますと、過年度分の給水収益、これは調定額ではなく実際の現金が入ってきておりますけれども、その額が昨年度よりは1,600万円ほど増えているという状況でございまして、委託の方が、まあこれ専属の職員というか社員が、現場に赴きまして滞納等がある方の滞納整理とかをさせていただいておりますので、その分が増えているという状況がみてとれます。

まだ始まって3ヶ月程度でございますので、結果としてはまだちょっと不確定なところがございますけれども、また半年後、12月の時にですね、11月ですか、次の委員会は11月を予定しておりますけれども、11月の時にまたご報告を申し上げられたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

(松井会長)

ありがとうございました。

(秋山委員)

空梅雨だったといっていますが、近隣とか鴨川市の状況は。

(事務局：角田課長)

ダムの貯水率に関しまして申し上げたいと思いますけれども、現在鴨川市のダムの貯水率でございますが、保台ダム自体は98%となっておりますが、それ以外のダムにつきましては100%でございます。水は十分に賄えている状況でございます。あと、近隣の市町村につきましても、館山市がちょっと水が足りないのではないかとと言われておりましたが、この前、結構な雨が降りましてそこでかなり回復しているというふうに伺っております。以上です。

(秋山委員)

ありがとうございました。

(事務局：小泉補佐)

ありがとうございました。それではないようですので、以上をもちまして、令和4年度第2回鴨川市水道事業運営委員会を終了させていただきます。長時間にわたり本当にありがとうございました。

令和4年9月2日

会議録署名人 秋山 貢輔

会議録署名人 和泉 良史